〔重要な会計方針〕

1. 運営費交付金収益の計上基準 業務のための支出額を限度とする費用進行基準を採用しております。

2.減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。

耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によっております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間 (5年)となっております。

3.退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金を財源とするものと想定されるため、退職手当に係る引当金は計上しておりません。退職手当の見積額については、期末における役職員が自己都合で退職した場合に必要とする退職金要支給額の総額を貸借対照表の注記に表示し、退職手当の見積増加額を行政サービス実施コスト計算書に表示しております。

- 4. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - (1)国有財産無償使用の機会費用の計算方法 国有財産使用料相当額を機会費用として計上しております。
 - (2)政府出資等の機会費用の計算に使用した利率 国債利回り等を参考に0.7%で計算しております。
- 5. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

6.消費税等の会計処理 税込方式によっております。

〔その他情報〕

1. 重要な債務負担行為及び重要な後発事象 該当事項はありません。